

○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成16年11月 1日

条例第41号

改正 平成17年 3月30日 条例第14号  
平成17年 6月 3日 条例第49号  
平成17年 9月29日 条例第68号  
平成18年 3月31日 条例第37号  
平成18年 9月29日 条例第98号  
平成19年 1月19日 条例第16号  
平成19年 3月29日 条例第35号  
平成19年 6月 7日 条例第49号  
平成19年 9月10日 条例第58号  
平成20年 3月28日 条例第 3号  
平成20年 9月29日 条例第35号  
平成21年 3月13日 条例第 6号  
平成21年12月24日 条例第41号  
平成22年 3月17日 条例第24号  
平成23年 1月19日 条例第 1号  
平成23年 2月 9日 条例第 6号  
平成23年 3月17日 条例第14号  
平成23年 9月29日 条例第43号  
平成24年 3月 8日 条例第 2号  
平成24年 6月22日 条例第32号  
平成24年12月27日 条例第51号  
平成25年 3月 8日 条例第28号  
平成25年 6月28日 条例第35号  
平成25年 9月30日 条例第41号  
平成25年12月24日 条例第46号  
平成26年 1月24日 条例第 2号  
平成26年 3月10日 条例第23号  
平成26年 6月25日 条例第35号  
平成26年10月17日 条例第41号  
平成26年12月24日 条例第60号  
平成27年 3月16日 条例第27号  
平成27年12月22日 条例第47号  
平成28年 3月16日 条例第19号  
平成28年 6月24日 条例第26号  
平成28年 9月29日 条例第35号  
平成28年12月27日 条例第47号  
平成29年 3月13日 条例第 5号  
平成30年 3月 8日 条例第22号  
平成30年 6月26日 条例第35号  
平成30年 9月28日 条例第55号

平成30年12月25日条例第68号  
平成31年3月7日条例第13号  
令和元年6月26日条例第4号  
令和元年12月26日条例第32号  
令和2年3月10日条例第25号  
令和3年1月19日条例第1号  
令和3年3月9日条例第14号  
令和3年12月24日条例第37号  
令和4年9月30日条例第22号  
令和4年12月26日条例第31号  
令和5年12月1日条例第25号  
令和6年3月8日条例第14号  
令和6年12月25日条例第45号  
令和7年3月6日条例第7号  
令和7年3月6日条例第14号  
令和7年6月30日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する特別職に属する職員で非常勤の者（以下「特別職に属する非常勤の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 特別職に属する非常勤の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、新たにその職についた日から支給し、辞職、任期満了又は死亡によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合、報酬が年額で定められているものにあつては、年の中途であるときは月割りによるものとし、月の中途であるときは日割りによるものとする。報酬が月額で定められているものにあつては、月の途中であるときは日割りによるものとする。

3 年額で支給する報酬にあつては毎年度末に支給し、日額及び月額のものにあつては、一般職の給料の支給の例により支給する。ただし、必要がある場合は、支給の回数及び支給時期を変更することができる。

(報酬の減額)

第4条 特別職に属する非常勤の職員（任命権者が勤務時間を定めている者に限る。）が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があつた場合を除き、任命権者は、別に定めるところにより報酬を減額することができる。

(支給の制限)

第5条 特別職に属する常勤の職員が特別職に属する非常勤の職員を兼ねる場合は、その兼ねる職員としての報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第6条 特別職に属する非常勤の職員には、職務を行うために要する費用の弁

償として旅費を支給する。

(費用弁償の支給方法)

第7条 費用弁償の支給及び方法については、丹波市職員等の旅費に関する条例(平成16年丹波市条例第49号)の例による。この場合において、同条例の規定中「在勤地」とあるのは「居住地」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、本市の区域外に在住する特別職に属する非常勤の職員が職務のために旅行した場合は、旅行日数に応じ1日当たり日当2,200円を支給する。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月3日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年9月29日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第37号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第98号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、一般廃棄物処理施設建設委員会委員に係る改正規定は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年1月19日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、市長等政治倫理審査会委員、中央公民館長及び分館長に係る報酬の改正規定については、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第35号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月7日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月10日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、自動車教習所運営委員会委員及び自動車教習所所長に係る報酬規定を削る改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月13日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成22年 3 月17日 条例第24号）  
この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成23年 1 月19日 条例第 1 号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成23年 2 月 9 日 条例第 6 号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成23年 3 月17日 条例第14号）  
この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成23年 9 月29日 条例第43号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（丹波市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の丹波市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱されている丹波市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、第 1 条の規定による改正後の丹波市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱された丹波市スポーツ推進審議会の委員とみなす。  
附 則（平成24年 3 月 8 日 条例第 2 号）  
この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成24年 6 月22日 条例第32号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成24年12月27日 条例第51号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成25年 3 月 8 日 条例第28号）  
この条例中第 1 条の規定は平成25年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成26年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成25年 6 月28日 条例第35号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成25年 9 月30日 条例第41号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成25年12月24日 条例第46号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成26年 1 月24日 条例第 2 号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成26年 3 月10日 条例第23号）  
この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成26年 6 月25日 条例第35号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月17日条例第41号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第60号）  
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日条例第27号）  
この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、「

下水道事業運営審議会委員	日額	7,000
教育委員長	月額	72,000
教育委員	月額	57,000

」を「

下水道事業運営審議会委員	日額	7,000
教育委員	月額	57,000

」に改める改正規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する期間が満了した日の翌日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第47号）  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第19号）  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日条例第26号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日条例第35号）  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、「

民生委員推薦会委員	日額	7,000
国民健康保険運営協議会委員	日額	7,000

」を「

民生委員推薦会委員	日額	7,000	
配偶者等からの暴力対策 基本計画策定委員会委員	弁護士、医師、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
障がい者施策推進協議会 委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
国民健康保険運営協議会委員	日額	7,000	

」に改める改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第47号）  
この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、「

農業委員会	会長	月額	39,400
	会長職務代理	月額	34,100

	部会長	月額	30,300
	委員	月額	30,300

」を「

農業委員会	会長	月額	44,900
	副会長	月額	38,900
	委員	月額	34,500
	農地利用最適化推進委員	月額	31,000

」に改める改正規定は、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員の任期満了の日（農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

附 則（平成29年3月13日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第55号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、「

こども発達支援センター囑託医	1回		30,000
特別支援保育諮問医	1回		30,000

」を「

こども発達支援センター囑託医	1回		30,000
こども発達支援センター運営委員会委員	大学教授、准教授 その他これらに準 ずる識見を有する 者	1回	20,000
		上記以外	日額
	特別支援保育諮問医	1回	

」に改める改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「

民生委員推薦会委員		日額	7,000
障がい者施策推進協議 会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」を「

民生委員推薦会委員		日額	7,000
地域福祉計画推進協議 会委員	医師、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
障がい者施策推進協議 会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」に改める改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 7 日条例第13号）  
この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 26 日条例第 4 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月26日条例第32号抄）  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の丹波市災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第 3 項の規定は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日条例第25号）  
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「

総合計画審議会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000
復興プラン策定委員会委員	識見を有する者	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000
行政改革プラン策定委員会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000
未来都市創造審議会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000
自治基本条例審議会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」を「

総合計画審議会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000
行政改革プラン策定委員会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000
自治基本条例審議会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」に改める改正規定及び「

社会教育委員		日額	7,000
生涯学習施設検討委員会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000
生涯学習基本計画審議会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」を「

社会教育委員		日額	7,000
生涯学習基本計画審議会委員	大学教授、准教授	1 回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 19 日条例第 1 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年3月20日から施行する。  
附 則（令和3年3月9日条例第14号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則（令和3年12月24日条例第37号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。  
附 則（令和4年9月30日条例第22号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（令和4年12月26日条例第31号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
附 則（令和5年12月1日条例第25号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（令和6年3月8日条例第14号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
附 則（令和6年12月25日条例第45号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（令和7年3月6日条例第7号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
附 則（令和7年3月6日条例第14号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
附 則（令和7年6月30日条例第26号）  
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

特別職に属する非常勤の職員の報酬額

職の区分		報酬額	
		支払区分	金額（円）
選挙管理委員会	委員長	日額	9,000
	委員	日額	8,000
選挙長等	選挙長	1回	12,200
	期日前投票所の投票管 理者	1回	12,800
	投票所の投票管理者	1回	14,500
	開票管理者	1回	12,200
	投票所の投票立会人	日額	12,400
	期日前投票所の投票立	日額	10,900

	会人		
	不在者投票施設の投票立会人	日額	12,400
	開票立会人	1回	10,100
	選挙立会人	1回	10,100
公平委員会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額	94,000
	議会の議員から選任された委員	月額	46,000
農業委員会	会長	月額	44,900
	副会長	月額	38,900
	委員	月額	34,500
	農地利用最適化推進委員	月額	31,000
固定資産評価員		年額	35,100
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	11,000
	委員	日額	9,000
総合計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
行政改革プラン策定委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
自治基本条例審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
入札監視委員会委員	弁護士、公認会計士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
統計法（平成19年法律第53号）第14条に規定する統計調査員			予算の範囲内で任命権者が定める額
公務災害補償等審査会委員		日額	7,000
公務災害補償等認定委員会委員		日額	7,000
特別職報酬等審議会委員		日額	7,000
表彰審査委員会委員		日額	7,000
市長等政治倫理審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
市議会議員政治倫理審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
情報公開審査会委員	弁護士、大学教授、准	1回	20,000

員	教授		
	上記以外	日額	8,000
行政不服審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
審理員		日額	20,000
法令遵守審査会委員		1回	20,000
産業医		年額	240,000
防災会議委員		日額	7,000
国民保護協議会委員		日額	7,000
地域安全推進協議会委員		日額	7,000
青少年問題協議会委員		日額	7,000
空き家等対策審議会委員	弁護士、大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
人権行政推進審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
男女共同参画審議会委員	弁護士、大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
隣保館運営審議会委員		日額	7,000
交通安全対策会議委員		日額	7,000
交通指導員		日額	7,000
			ただし、街頭指導については1回 900
環境審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
廃棄物減量等推進審議会委員		日額	7,000
旅館業審査会委員		日額	7,000
民生委員推薦会委員		日額	7,000
地域福祉計画推進協議会委員	医師、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
配偶者等からの暴力対策推進委員会委員	弁護士、医師、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
障がい者施策推進協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
こどもの権利擁護委員会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000

	上記以外	日額	7,000
国民健康保険運営協議会委員		日額	7,000
介護保険事業運営協議会委員		日額	7,000
児童館運営委員会委員		日額	7,000
予防接種健康被害調査委員会委員		1回	30,000
休日応急診療所管理医師		年額	450,000
休日応急診療所診療医		日額	80,000 ただし、4月28日から5月6日まで及び12月30日から翌年1月4日までに ついては 110,000
休日応急診療所運営委員会委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	7,000
介護認定審査委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	12,500
障害支援区分認定審査会委員	医師	1回	30,000
	上記以外	1回	12,500
手話施策推進協議会委員		日額	7,000
災害弔慰金等支給審査委員会委員	医師	1回	30,000
	弁護士、大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
福祉事務所嘱託医		1回	20,100
児童扶養手当障害判定医		1回	20,100
こども発達支援センター嘱託医		1回	30,000
こども発達支援センター運営委員会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
特別支援保育諮問医		1回	30,000
健康づくり推進協議会委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	7,000
地域資源活用懇話会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
地方卸売市場運営協議会委員		日額	7,000
有機センター運営委員会委員		日額	7,000
有害鳥獣担当専門員		月額	175,000
都市計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
住生活基本計画審	大学教授、准教授	1回	20,000

議会委員	上記以外	日額	7,000
道路整備計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
消防審議会委員		日額	7,000
上下水道事業運営審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
教育委員		月額	57,000
教育振興基本計画審議会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
校園医等	小中学校医	年額	担当する小中学校ごとに児童生徒教職員1人当たり300円に200,000円（ただし、小学校18学級以上の学校、中学校15学級以上の学校は360,000円）を加えた額
	小中学校歯科校医	年額	担当する小中学校ごとに児童生徒教職員1人当たり300円に200,000円（ただし、小学校18学級以上の学校、中学校15学級以上の学校は360,000円）を加えた額
	小中学校薬剤師	年額	担当する小中学校ごとに85,000円
結核対策委員会委員	医師	1回	30,000
いじめ問題対策連絡協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
いじめ問題調査委員会委員		1回	20,000
いじめ問題専門委員会委員（特別委員を含む。）		1回	20,000
学校給食運営協議会委員		日額	7,000
社会教育委員		日額	7,000
生涯学習推進審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
スポーツ推進委員		年額	42,000
文化財保護審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
文化芸術推進審議会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる識見	1回	20,000

	を有する者		
	上記以外	日額	7,000
スポーツ推進審議会委員		日額	7,000
図書館協議会委員		日額	7,000
美術館運営委員会	大学教授、准教授	1回	20,000
委員	上記以外	日額	7,000
子ども・子育て会議委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
歴史民俗資料館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
氷上回廊水分れフィールドミュージアム運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
柏原藩陣屋跡整備委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
三ッ塚廃寺跡整備委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
黒井城跡整備委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。